

横須賀老人ホーム

居宅介護支援契約書

## 居宅介護支援契約書

居宅介護支援利用者(以下「利用者」といいます。)と横須賀老人ホーム所長(以下「事業者」といいます。)との間において、次のとおり居宅介護支援契約を締結します。

### (居宅介護支援の目的)

第1条 事業者は、介護保険法の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

### (契約期間及び更新)

第2条 この契約の契約期間は、平成\_\_年\_\_月\_\_日から利用者の要介護(要支援)認定の有効期間満了日までとします。

2 この契約は、利用者の要介護(要支援)認定の更新、変更がなされ、契約期間満了日の7日前までに利用者から事業者に対して契約終了の意思表示がない場合、新たな要介護(要支援)認定の有効期間満了日まで自動更新するものとします。

### (居宅介護支援の担当者)

第3条 事業者は、居宅介護支援の担当者(以下「担当者」という。)として介護支援専門員である職員を指名し、適切な居宅介護支援に努めます。

2 事業者は、担当者を指名し、又は変更する場合は、予め利用者に連絡するとともに、その意向を尊重するよう努めます。

3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するように指導するとともに、必要な対応を講じます。

### (居宅サービス計画の変更等)

第4条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づき居宅サービスが円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

2 事業者は、利用者が居宅サービスの範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

### (サービス提供の記録等)

第5条 事業者は、「居宅サービス計画書」及び、その実施状況等に関する記録等を作成した後2年間は保管し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、その写しを交付することができます。

### (利用料)

第6条 居宅介護支援に係る利用料については、事業者が保険者に居宅介護支援費として請求を行い、支払を受けます。ただし、利用者が介護保険料を滞納し、保険給付の制限を受けている場合は、別に定める【居宅介護支援利用料金表】に記載する額を利用料として利用者に請求します。

### (利用者の解約権)

第7条 利用者は、事業者に対しいつでも7日以上予告期間をもって、この契約を解約することができます。

### (利用者の解除権)

第8条 利用者は、次のいずれかに該当した場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- (1) 事業者が正当な理由なく、契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求があったにもかかわらず、これを提供しない場合
- (2) 事業者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等、契約を継続しがたい重大な理由が認められた場合

(事業者の解約権)

第9条 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者等に対して、30日以上予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者又はその家族等が、事業者、サービス従業者及び他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの違反行為を行った場合
- (2) やむを得ない事情により事業を閉鎖または縮小する場合

(契約の終了)

第10条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第7条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (2) 第8条の規定により利用者から契約解除の意思表示がなされたとき
- (3) 第9条で規定により事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (4) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

ア 利用者が介護老人福祉施設に入所した場合

イ 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)とされた場合

ウ 利用者が死亡した場合

2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録(写し)の引継、介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

(損害賠償)

第11条 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(秘密保持)

第12条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、予め文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件下で個人情報を利用できるものとします。

(苦情対応)

第13条 利用者は、提供された居宅介護支援に苦情がある場合、又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、第三者委員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応をします。

3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

(契約外条項等)

第14条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者とで話し合いにより決めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

平成 年 月 日

<利用者> 住所 電話

氏名 印

<署名代行人> 住所 電話

氏名 印

利用者との続柄

<立会人> 住所 電話

氏名 印

利用者との続柄

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

<事業者> 住所 横須賀市野比5 - 5 - 6 電話 046-848-1761

事業者 横須賀老人ホーム 居宅介護支援

代表者 所長 芦澤敏夫 印

# 居宅介護支援説明書

## 1 サービスの内容

- (1) 事業者(居宅介護支援事業者)は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- (2) 居宅介護支援に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 居宅介護支援に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- (4) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮します。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (7) 居宅サービス計画を作成した場合は、利用者から市町村への届出が必要となりますが、事業者はこれを援助します。

## 2 担当の居宅介護支援専門員等

- (1) 担当する居宅介護支援専門員は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。
- (2) 担当する居宅介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、予め利用者と協議します。

居宅介護支援専門員

氏名

連絡先(電話)

## 3 サービス提供の記録等

- (1) サービス提供をした際には、書面に必要事項を記入します。
- (2) 事業者は、「居宅サービス計画書」及び、その実施状況等に関する記録等を作成した後2年間は保管し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、その写しを交付することができます。

## 4 利用料

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。ただし、利用者が保険料を滞納し、保険給付の制限を受けている場合は、別に定める【居宅介護支援利用料金表】に記載する額を利用料として利用者に請求します。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費(実費)の支払いが必要となります。

## 5 キャンセル等

(1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス計画の作成等のサービス提供をキャンセル、又は中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話)

(2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。

(3) 利用者は、7日以上予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。

(4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料は必要ありません。

サービス契約にあたり上記のとおり説明しました。

平成 年 月 日

<事業者> 住所 横須賀市野比5-5-6 電話 046-848-1761

事業者 横須賀老人ホーム 居宅介護支援

説明者 印

上記の内容について説明を受け同意しました。

<利用者> 住所 電話

氏名 印

<署名代行人> 住所 電話

氏名 印

利用者との続柄

<立会人> 住所 電話

氏名 印

利用者との続柄